

平成27年5月15日  
財務部契約監理課

## 土地改良工事積算基準の改定にかかる諸経費等の適用について

福知山市発注の土地改良工事等の積算に適用する「**土地改良工事積算基準**」の改定が行われました。この改定内容は平成27年5月12日以降に積算する工事や測量等業務において適用します。なお、改定の主な内容は下記のとおりであり、国及び京都府の改定内容に準じています。

記

### 1 主な改定内容

#### 土地改良工事積算基準

- ・一般土木工事他の一般管理費等率及び現場管理費率の改定
- ・調査業務、測量業務、用地測量業務の諸経費率の改定

### 2 適用日

平成27年5月12日以降に積算する工事及び測量等業務から適用する。

### 3 補足説明

**土地改良工事積算基準**を用い、平成27年5月12日以降に作成した金抜き設計書は諸経費率が改定されています。このため平成27年5月以降に発注公告される工事や測量等業務は、金抜き設計書の作成日によって諸経費率が異なることがあります。

～改定後の諸経費率を適用している金抜き設計書は次のとおり表示されます～

※閲覧設計書・積算体系年月欄に **平成27年5月以降の日付** が表示されます

※別添の掲載例も参照してください

